

大谷荘デイサービスセンター指定通所介護事業所

＜サービス利用料金（1回あたり）＞ 1 割負担

要支援又は要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）及び食費をお支払い下さい。

要介護度	基本単位	入浴 介助 加算	中重度者 ケア体制 加算（注 1）	サービス提 供体制強化 加算 I	介護職員等 処遇改善加 算 I（注 2）	単位合計
要介護 1	658	40	45	22	70	835
要介護 2	777	40	45	22	81	965
要介護 3	900	40	45	22	93	1,100
要介護 4	1023	40	45	22	104	1,234
要介護 5	1148	40	45	22	115	1,370

（注 1）当事業所では、介護職員総数のうち「介護福祉士」の占める割合が 100 分の 50 以上となっております。

（注 2）介護職員処遇改善加算 I として各単位数合計に 9.2%加算されます。

（注 3）一定の所得以上の方は 2 割負担又は 3 割負担になる場合があります。

（注 4）高額介護サービス費の制度があり、一定額以上の支払いには払戻しされる場合がありますのでお尋ねください。

☆「日常生活自立度」Ⅲa 以上の方は、認知症加算として 1 日につき 60 円を加算します。

☆3 の(1)の通常の事業の実施地域以外にお住まいの方で、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に 1 回につき 5%の割増料金が加算されます。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費

利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。（おやつ代込み）

料金：1回あたり 580円

②余暇活動

利用者の希望により余暇活動等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。